

# 内部統制とリスクマネジメント

長 濱 昭 夫

## 1.はじめに

「リスクマネジメント」という用語は保険の領域として一般には考えられており、経営の根幹にかかわる問題であるとの認識は薄かった。ところが、リスクのないところに利益はなく、リスクを適切にマネージして利益をあげ、企業価値を増やすことが経営者の基本的な仕事の一つであるとの認識が深まってきた。経済活動のグローバル化により、企業がリスクマネジメントに失敗すれば大きな損失が生じる。失敗は企業のみにとどまらず社会全体に悪影響を及ぼす要素と考えられるようになってきた。このため、リスクマネジメントに対する関心は高まっている。

アメリカでは1970年代以降、企業スキャンダルやそれにとまらぬ不正な財務報告が続発し、再発防止のために法整備(海外不正行為防止法(the Foreign Corrupt Practices Act)等)が行われ、また、こうした不祥事の発生は企業の経営管理の問題だとして、内部統制・リスクマネジメントに関してさまざまな報告書や文献が刊行されてきた。本稿ではその中から「内部統制の統合的枠組み」(COSOレポート)、アメリカの「企業改革法」、「リスク新時代の内部統制」(経済産業省)をとりあげその概要を示すこととする。

## 2.「内部統制の統合的枠組み」

1992年、アメリカのトレッドウェイ委員会の作業部会(以下「COSO」と略す)は「内部統制の統合的枠組み(以下「COSOレポート」と略す)を公表した。この中でCOSOは、リスクマネジメントが内部統制の構成要素の1つであることを明確に示した。COSOレポートは、多くの国に影響を与え国際標準の1つになっている。1994年のペアリングス銀行の不正取引事件、1995年に発覚した大和銀行ニューヨーク支店不正取引事件を契機に、バーゼル銀行監督委員会が内部統制の標準として採用し、1998年9月、日本の金融検査マニュアルの手本となった「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」を作成した。また、日本の監査基準における内部統制の概念もCOSOモデルを基礎としている。なお、COSOは2004年9月、「エンタープライズ・リスク・マネジメントの包括的フレームワーク」を公表した。このレポートは、ERM(Enterprise Risk Management)をとりいれたCOSOレポートの改訂版である。これについては別稿に譲る。

COSOレポートは、内部統制を「業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、の3つの企業目的を達成するため、事業体の取締役会、経営者及びその他の構成員によって遂行される一つのプロセスである」と定義し、相互に関連のある以下の5つの要素から構成され

ているとした。

統制環境:企業目的達成のための環境条件(企業風土等)

リスク評価:企業目的達成の阻害要因であるリスクをリストアップし、優先順位付け等の評価を行う

統制活動:リスク評価をベースに職責を明確にした組織を設計する

情報と伝達:組織内の構成員間で、また組織外の利害関係者との間で必要な情報を共有する

監視活動:日常的なチェックと独立した監視機関によるチェック(内部監査・監査役監査)を行う

### 3. 企業改革法(サーベインズ・オクスレー法)

2001年から2002年にかけてエンロン、ワールドコム、タイコインターナショナル等の不正事件が明らかとなり、アメリカ議会は2002年7月、不正を防止し企業不信を払拭するため、上下両院の意見を調整して「サーベインズ・オクスレー法(Sarbanes - Oxley Act of 2002)」を可決、ブッシュ大統領が署名し成立した。この法律は外国企業(SEC登録企業:2005年まで適用猶予)にも適用されることから、世界の主要企業に与える影響は大きい。

企業改革法は、不祥事の発生原因を企業(経営者)側と外部監査人側に分け、それぞれに対し再発防止策を示している。

#### (1)企業に対する規制

##### 経営者の開示責任の強化

企業のCEOおよびCFOは、年次および四半期の報告書が1934年証券取引所法の規定に準拠していること、および報告書に記載された情報が企業の財政状況および経営成績を適正に表示しているこ

とを証明しなければならず、この規定に故意に違反した場合は、最高500万ドルの罰金、最長20年の禁固刑が科される。

(906条)

なお、302条は、CEOおよびCFOは、年次および四半期の報告書をレビューし、これらの報告書に虚偽記載や重要事実の省略はなく、財務諸表およびその他の開示情報は、財政状態・経営成績・キャッシュフローの状況を適正に表示していること、またこのために必要な開示統制・内部統制を整備し適切に運用している旨、証明することを求めている。

内部統制の整備・運用状況に関する報告義務

404条は、企業が内部統制報告書を年次報告書に添付することを求めている。この報告書では、財務報告のための適切な内部統制の整備・運用はCEOおよびCFOの責任であることを言明し、内部統制の有効性についてCEOおよびCFOの評価が記される。なお、CEOおよびCFOの評価に関しては監査人による意見(証明)が求められる。

##### 監査委員会の独立性の強化等

301条は、監査委員会が監査人の指名・報酬・監視について直接責任を負うこと、監査委員会の構成員はすべて独立した取締役であること、従業員の内部告発制度を整備・運用することを求めている。

#### (2)外部監査人に対する規制

##### 監査人の独立性

201条は、記帳代行・財務情報システムの設計と導入・鑑定評価サービス・年金数理サービス・内部監査受託サービス・人事関連サービス・ブローカー、ディーラー、投資アドバイザーサービス等の特定の非監査サービスを、監査人が被監査会社に

対して提供することを禁止し、監査人の独立性強化が図られた。

#### 公開会社会計監視委員会の設置

SECの下に公開会社会計監視委員会(Public Company Accounting Oversight Board)が新設され、外部監査人の業務内容、独立性などを監視し、必要な場合に制裁を加える権限を有している。

#### 4. リスク新時代の内部統制

2003年6月、経済産業省の「リスク管理・内部統制に関する研究会」は、「リスク新時代の内部統制～リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針～」を公表した。本指針は、「COSOレポートの考え方を参考にしつつ、その後の状況の変化や、我が国企業の実態をふまえ、多くの人にわかりやすい指針を示すことを目指し、...リスクマネジメントおよび内部統制に関して企業が積極的に取り組むべき事項をとりまとめたものである」(第一部)。この意味ではCOSOレポート理解の手引きとなっている。

本指針は3部構成で、実施したアンケート結果等が資料として付されている。核心部分である第二部でリスクマネジメント、内部統制の概念および両者の関係を次のようにまとめている。

リスクマネジメントとは、企業の価値を維持・増大していくために、企業が経営を行っていく上で、事業に関連する内外のリスクを適切に管理する活動である。

内部統制とは、企業が業務を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され、運用される体制及びプロセスであって、市場経済社会において企業法制が形づ

くるシステム全体が成立するための前提であり、同時に、企業が事業目的の達成を阻害するリスクを低減させ、持続的に発展していくためにも不可欠なものである。

内部統制は、リスクマネジメントを適切に行うために不可欠であり、リスクマネジメントを支えるものである。なお、内部統制が有効であるためには、それがリスクマネジメントによる総合的なリスクの評価等をふまえて、構築・運用される必要がある。

#### 5. おわりに

株式会社は資本主義社会の発展のためには欠くことができない制度である。しかし、株式会社の歴史は資金を提供する者(株主)と使う者(経営者)との戦いの歴史であり、経営者や資金調達の間である証券市場への規制の強化と緩和の繰り返しの歴史でもある。規制しすぎれば、企業の活力を削ぐことになりかねない。どうバランスをとるか、難しいところである。近年の企業不祥事の多発は規制強化の動きを世界的に加速させつつある。不祥事の多くが財務報告と深く関わっていたところから、財務報告の信頼性を支える内部統制に焦点が当てられている。企業改革法は財務報告との関連で内部統制の整備・運用に関する経営者の責任を追及する。しかし内部統制は財務報告だけに関連するものではない。本稿ではCOSOレポート、企業改革法、リスク新時代の内部統制の概要を示しただけであり、内部統制とリスクマネジメントの関係については深くふれていない。これについては稿を改めてとりあげることにする。